

第5回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年11月24日(火) 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
 - 日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6号 農地のあっせんについて
 - 日程第 10 議案第 7号 滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について
 - 日程第 11 議案第 8号 滝沢市農業委員会小委員会規程の一部改正について
 - 日程第 12 報告第 1号 第2回農政小委員会・第4回農地小委員会の報告について
 - 日程第 13 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認
 - 日程第 14 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 15 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 16 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	駿河 信一	桑原 和男
2番委員	太田 豊	
4番委員	佐藤 恵一郎	
5番委員	武田 美紀	
6番委員	高橋 敏彦	
7番委員	吉清水 秀明	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 3番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主 査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年11月24日（火） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員1名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、1番駿河信一委員と2番太田豊委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から第5回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。令和2年10月21日から令和2年11月24日までの分となっております。

（第4回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 今回の農地法第3条の許可申請は、有償移転が2件、代物弁済による移転が1件となっております。

それでは、説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番及び2番はいずれも親族間での売買となります。

整理番号3番は、代物弁済となります。

代物弁済とは、お金の代わりに品物、動産、不動産、などのもので支払う1種の契約行為です。また借金の清算を物で返す場合も含まれます。

本案件については、譲渡人は譲受人に対し、負債があり、今回のその対価としてこの農地を3条で代物弁済するものとなります。

本案件は、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 議席番号4番の佐藤です。

それでは、私のほうから整理番号1番から3番について、11月17日に桑原推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また整理番号3番の農地については、保全管理されており、すぐに農地として利用できる状態であることが確認できました。

新しい耕作者になることにより、農地の適正な利用がされるものと期待します。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。案件は2件です。議案書は13ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、ガソリンスタンドを拡幅するための賃貸借による転用の申し出で、全体計画3,996.05㎡で、その内農地が723㎡となります。

申請地は、概ね10ha以上の一団の農地の辺縁部に位置する第1種と考えられますが、転用面積が既存施設面積の2分の1以内の面積であることから、第1種農地の不許可の例外規定である「既存施設の拡張」に該当するため許可しようとするものです。

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しているところです。

なお、市都市政策課に対し都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請が提出済みであり、農地転用許可と同日で許可の交付見込みとなっております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であると判断されることから、許可相当と判断しようとするものです。

続きまして、整理番号2番の申請地は、農振農用地区域であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用です。

11月から開始されている市街化区域内の牧野林地内における宅地造成工事により農地から出される黒土を一時的に置くためとのことで、許可しようものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から、議案第2号整理番号1番について、現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

申請地の位置は、盛岡大学から南西に約600mのところ、産業文化センターアピオの道路を挟んで北側に位置するところにあります。

周囲の状況は、東側は通路を挟んで宅地、西側は宅地、南側は道路、北側はスタンド用地となっております。

給水は上水道、雨水はオイルトラップを使用、排水は合併浄化槽を使用し私有地下水路を経由して砂込川へ放流するということです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

つづきまして、整理番号2番について報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市役所から北西に約700mのところにあります。

周囲の状況は、東側、西側、北側の三方は農地、南側は原野となっております。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で、議案第2号整理番号1番及び2番の報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、所有権の移転の新規が1件、利用権設定の新規が5件となっております。

それでは、説明させていただきます。議案書は19ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番は、4月総会におけるあっせん申出のあった農地8筆のうち1筆を買い受ける案件であり、10月26日に開催されたあっせん会議を経て、成立に至ったものです。

なお、他の7筆につきましては、あっせん会議を経て認定農業者に貸付されており、第2回総会において、審議済みとなっております。

以上より、今回の所有者からあっせん申出のあった農地につきましてはすべて貸付又は売渡となりました。

続きまして整理番号2番は、平成29年11月にあっせんの申し出のあった農地であり、10月26日に開催されたあっせん会議において、成立に至ったものです。

続きまして整理番号3番は、所有者と借受者が直接交渉し契約に至ったものです。

続きまして整理番号4番は、10月29日に開催されたあっせん会議を経て契約に至ったものです。

続きまして整理番号5番及び6番は、平成30年10月にあっせんの申し出のあった農地であり、10月28日に開催されたあっせん会議において、成立に至ったものです。

なお、整理番号5番及び6番については、農地中間管理機構の利用権の設定のため、調査書の添付をしておりません。

以上、整理番号1番から4番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 4番の佐藤です。

それでは、私の方から整理番号1番から6番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番から6番の農地につきまして、いずれの現地も、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

1番から4番までの農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号の現地調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

議長 ちょっと確認ですけれども、整理番号の5番と6番の住所が同じで氏名が違うというのは家族ということですか。

高橋主査 整理番号の5番と6番は親子で同一世帯となっていますが、それぞれが所有している土地ということになります。

議長 皆さんからはよろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたします。

した。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明します。議案書は28ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明いたします。

今回権利の設定を受ける者は、認定新規就農者で地域農業マスタープランに「今後の地域の中心となる経営体」として位置付けられており、経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第3号整理番号5番及び6番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、議案第3号において報告済みですので省略します。
これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてご

説明いたします。案件は2件です。議案書は32ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番は、農地でなくなってから20年以上経過しており、要領に基づき判断しますと、問題ないものと考えられます。

整理番号2番は、農地法所定の許可を得ており、同じく問題ないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 それでは私の方から議案第5号整理番号1番から2番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、市営相の沢牧野より南東へ約1.5kmのところにあります。

周囲の状況は、四方を山林に囲まれていたようで、伐採後の切り株が残る原野状態となっておりました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず原野となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、滝沢市立鶴飼小学校から西へ約300mのところにあります。

周囲は、四方を宅地に囲まれている状況でした。

以上について調査の結果、申請地は碎石が敷かれた更地となっており、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 本案件の整理番号1番の申出人と第1号議案整理番号3番の譲渡人が同じですが、議案第1号では代物弁済で譲渡人へ所有権移転する案件でしたが、この案件も同様になるのでしょうか。管理の仕方はどのようなになるのでしょうか。

海老澤総括主査 議案第1号整理番号3番の譲受人が権利を得る予定と伺っております。現地が農地ではないことから農地法3条による権利の移転ではなく適用外による手続きを経て所有権移転の予定となっております。譲受け予定者は現況のまま山林状態として管理されるそうです。

議長 他によろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第6号、農地のあっせんにつきましては、農地の売買の案件が1件でございます。議案書は36ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時43分休憩)

(10時55分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第6号についてはあっせんすることに決定いたしました。
本案件のあっせん委員につきましては、東部・北部地区担当の大森農業委員、幅推進委員、鈴木推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本案件のあっせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてを議題とします。
事務局からの説明に先立ち、関連がありますので、報告第1号、第2回農政小委員会及び第4回農地小委員会の報告について、農地小委員会にかかる報告を吉清水農地小委員長より報告願います。

吉清水農業委員 農地小委員会、委員長の吉清水です。

それでは、私のほうから第2回農政・第4回農地合同小委員会の農地小委員会にかかる結果についてご報告いたします。

議案書は71ページをご覧ください。

11月11日に農政小委員会8名、農地小委員会9名とオブザーバーとして会長にご出席いただき、協議事項(1)から(3)までの協議を行いました。

協議事項(1)の滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改定することについて、事務局案をもとに協議を行った結果、「小規模農家や家族農業への支援等についても付け加えること」など意見が出されました。

これらの意見を踏まえ事務局で修正を行い、総会に上程することが決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第7号、滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてご説明いたします。議案書は38ページから49ページまでが新旧対照表となっております。50ページから60ページが案となっております。

吉清水農地小委員長からご報告ございましたが、71ページの顛末で皆様から頂いたご意見について新旧対照表及び案をもとにご説明いたします。

まずご意見をいただきました一つ目といたしまして、小規模農家や家族農業の支援について付け加える点について、第1の2の農地等の利用の最適化の促進の(2)に、第2の2の(2)のイのiにそれぞれ加えております。

二つ目のご意見です。旧指針との比較をするために総会資料に新旧対照表を添付するというので、今回38ページから49ページまでがこちらとなっております。

三つ目のご意見の、岩手県内の流動化の状況を把握するため中間管理事業のデータを用いて滝沢市の現状を把握する必要があるというご意見をいただいております。議案書60ページが県内の状況となっておりますのでこちらをご覧くださいと思います。

続きまして、旧指針で設定した目標に対して実績がどうだったのかを示してほしいというご意見をいただいております。別冊になっております。

続きまして、経営耕地規模別経営体数の分類を詳しく表記するようにとのご意見をいただいております。こちらは議案書58ページをご確認いただきたいと思います。

最後の項目です。議案書55ページに農地利用集積目標値の訂正をしております。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号について、滝沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第11、議案第8号、滝沢市農業委員会小委員会規程の一部改正についてを議題とします。

事務局からの説明に先立ち、関連がありますので、報告第1号、第2回農政小委員会及び第4回農地小委員会の報告について、農政小委員会にかかる報告を駿河農政小委員長より報告願います。

駿河農業委員 農政小委員会、委員長の駿河です。

それでは、私のほうから第2回農政・第4回農地合同小委員会の農政小委員会にかかる結果についてご報告いたします。

議案書は71ページをご覧ください。

協議事項(2)の滝沢市農業委員会小委員会規程の一部を改正することについて、協議いたしました。

協議の結果、事務局改正案のとおり総会に上程することが決定いたしました。

協議事項(3)のその他について、事務局より令和2年度の農地台帳記録事項調査の発送が11月10日に行われたことの報告を受けました。

以上で報告を終わります。

議長 事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第8号、滝沢市農業委員会小委員会規程の一部改正についてご説明いたします。議案書は62ページをご覧ください。

駿河農政小委員長からご報告いただきました内容については、皆様にはご協議いただいておりますが、改めて簡単にご説明いたします。

(議案書朗読)

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第8号について、滝沢市農業委員会小委員会規程の一部改正について、原案のとおり決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第12、報告第1号、第2回農政小委員会及び第4回農地小委員会の報告については、議案第7号及び議案第8号で報告済みですので省略いたします。

議長 日程第13、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は2件です。議案書は73ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第14、報告第3号、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

高橋主査 農地法第18条6項の規定による通知について報告します。案件は1件です。議案書は75ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

整理番号1番につきましては所有者の売買意向に伴う合意解約となっております。現在の耕作者は買い受ける意思はないということです。

なお、本案件は議案第6号であっせんの申出が出されております。以上で報告を終わります。

議長 日程第15、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告についてご説明いたします。案件は1件です。議案書は77ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

こちらは以前に道路の高さにレベルを合わせる盛土をするということで現状変更届出が出された場所となります。その際、色々な経緯がありましたので、今回は事前に地区担当の農業委員及び推進委員の皆様にご相談申し上げた上で、今回の現状変更届出は止むを得ないだろうという判断で受理しております。今後の工事の進捗につきましては、地区担当の委員の皆様において見守りをさせていただくこととなっております。

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第16、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。案件は、4条の届出が2件、5条の届出が1件となります。議案書79ページからをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。これをもって、第5回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年11月24日 午前11時17分

議 長

会議録署名人 1 番委員

会議録署名人 2 番委員

これは原本である。

令和2年11月24日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一